

# 伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年7月26日(火) 14:15～14:45

2. 開催場所 伊江村役場 2階小会議室

出席委員	会長	玉城	増生	
	1番	儀間	徹	
	2番	安里	正春	
	3番	並里	茂明	
	5番	東江	良和	
	6番	知念	雄二	
	7番	玉城	政和	
	8番	知念	正和	
	9番	玉城	正芳	計9名

欠席委員

なし

3. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 会期決定の件

第3 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について

第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 島袋 英樹

主事 崎濱 秀太

## 平成 28 年 第 7 回伊江村農業委員会総会議事録

議長 只今より、平成 28 年第 7 回伊江村農業委員会総会を開会します。  
委員の出席について事務局より報告して下さい。

局長 はい。事務局より報告致します。  
委員総数 9 名中、9 名の全委員が出席しております。以上です。

議長 只今、事務局より報告のとおり、委員総数 9 名のうち、9 名出席しております。会議規則第 11 条の規定により、本総会は成立することを報告します。本日の議事日程は予め、議席に配布した通りです。  
それでは議事に入ります。

日程の第 1、会議録署名委員の指名を行います。慣例に従い、議長が指名したいと思えます。

署名委員に 1 番、儀間委員。2 番、安里委員を指名致します。

日程の第 2。会期の決定の件を議案と致します。  
本総会の会期は本日一日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか？

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日 1 日間に決定しました。

議長 日程の第 3、「議案第 1 号、農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。本案について事務局に説明を求めます。

局長 事務局よりご説明致します。議案第 1 号、農用地利用集積計画の決定について。上記の件について下記のとおり申請されていますので、可否の意見を求めます。

この案件は村長から農業委員会への意見聴取ということで挙がっております。今回、3 件の申請が出されております。

No.1 譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積が 48,742 m<sup>2</sup>となっております。申請地が●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積が 1,048 m<sup>2</sup>。坪にしますと 317 坪。所有権移転、売買で売買価格が坪当り 5,000 円となっております。続きまして No.2、譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積が 13,398 m<sup>2</sup>となっております。申請地が●、登記地目、畑。現況地目、畑。地積が 872 m<sup>2</sup>。坪にしますと 264 坪。所有権移転、売買で売買価格が坪当り 5,000 円となっております。

次に No.3 譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積が 9,346 m<sup>2</sup>と

なっております。申請地が●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積が1,117 m<sup>2</sup>。坪にしますと338坪。所有権移転、売買で売買価格が坪当たり2,000円となっております。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありました。これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 質疑なし。進行願います。

議長 はい。進行という意見がございますので、これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 はい。異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

局長 日程の第4、議案第2号。「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 はい、事務局よりご説明いたします。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」。上記の件について、下記のとおり申請されておりますので、可否の決定を求めます。

No.1、譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積が26,386 m<sup>2</sup>。申請地が●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積、763 m<sup>2</sup>。坪に致しまして230坪。所有権移転売買で売買価格が坪当たり5,000円となっております。

続きましてNo.2、譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積が28,357 m<sup>2</sup>、申請地が●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積427 m<sup>2</sup>。坪に致しまして129坪。所有権移転売買で売買価格が坪当たり5,000円となっております。

続きましてNo.3、譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積が9,830 m<sup>2</sup>。申請地が●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積482 m<sup>2</sup>。続きまして●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積660 m<sup>2</sup>。次に●、登記地目、畑。現況地目、畑。地積が420 m<sup>2</sup>。次に●、登記地目、畑。現況地目、畑。地積が643 m<sup>2</sup>。四筆の合計面積が2,205 m<sup>2</sup>。坪にしますと668坪。所有権移転、売買で、売買価格が坪当たり1,500円となっております。以上でございます。

議長 はい。只今、事務局より説明がありました。これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 休憩願います。

議長 はい、休憩いたします。（14：19～14：22）

議長 では、これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案の通り、決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 はい。異議なしと認めます。本案は、原案の通り、決定いたしました。

議長 日程の第5、議案第3号。「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。本案について、事務局より説明を求めます。

局長 はい。事務局よりご説明いたします。「議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について」。上記の件について下記のとおり申請されていますので、可否の意見を求めます。No.1、譲受人●さん。譲渡人●さん。申請地が●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積811㎡。うち転用面積250.38㎡。坪に致しまして76坪。転用目的、太陽光発電システムの設置。使用貸借権での設定となっております、期間は永年となっております。次の頁お願い致します。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る意見書となっております。この意見書についても合わせて採択をお願いします。意見決定の理由について読上げたいと思います。当該申請地は●に位置し、本村の農業振興地域整備計画においては、農用地区域から除外された区域となっている。申請地の東、西、北側は宅地。南側は●となっております、小集団の生産性の低い農地と位置づけられる第2種農地となっている。転用に当たっては他に代替地がないことから適当と認める。という意見を付けて県へ進達したいのですが、皆様のご審議を宜しくお願い致します。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

2番 休憩をお願いします。

議長 はい。休憩します。（14：30～14：35）

議長 進行致します。これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案の通り、決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 はい。異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

